明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境一九）　一
〔告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務三二九）　七
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三三〇）　九
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同三三一）　三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同三三二）
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三三三）　三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同三三四）
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（同三三五）
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三三六）
〔公告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等　中日本高速道路株式会社工事完了、型式住宅部分等製造者の認証、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一九
地方公共団体　行旅死亡人関係　三
会社その他　三
会社決算公告　四三

省令

○環境省令第十九号

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二百三十二号）の施行に伴い、並びに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月二十八日　環境大臣　石原　伸晃

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第十三及び様式第十五中「主な取扱者」を「管理責任者」に改める。

様式第二十一の裏面を次のように改める。

（裏面）

（特定動物の飼養又は保管の許可）

第二十六条　人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

2　（省略）

（報告及び検査）

第二十四条　（省略）

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告及び検査）

第三十三条　都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2　第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二　（省略）

三　第二十四条第一項（第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四　（省略）